法・条例の規制について

令和８年６月26日

大阪府　環境農林水産部　環境管理室
事業所指導課　大気指導グループ

大阪府

本日の内容

①大気汚染防止法施行規則等　改正

②大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例における届出等

注１）以降は　大気汚染防止法　＝　法
　　大阪府生活環境の保全等に関する条例＝　条例
　と記載します。
注２）参照URLは巻末にまとめて掲載しています。

令和８年１月１日　法施行規則　改正施行

一部の工作物の事前調査は、
工作物石綿事前調査者に限定されます。

※工作物石綿事前調査者のみが調査可能な特定工作物の例

ボイラー、圧力容器
反応槽
発電・変電・配電・送電設備

令和８年４月１日実施　府公告19号改正

アスベストモニタリングマニュアルに基づき、既存の測定法を見直しすると共に、電子顕微鏡を用いる測定法を追加しました。

（既存）

①位相差顕微鏡＆生物顕微鏡を用いる方法

→試料の捕集高さや標本面積等を見直し

＋

（新規）

②位相差顕微鏡＆分析走査電子顕微鏡を用いる方法

③分析走査電子顕微鏡のみを用いる方法

本日の内容

①大気汚染防止法施行規則　改正内容

②大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例における届出等

石綿に関する調査～完了の流れ

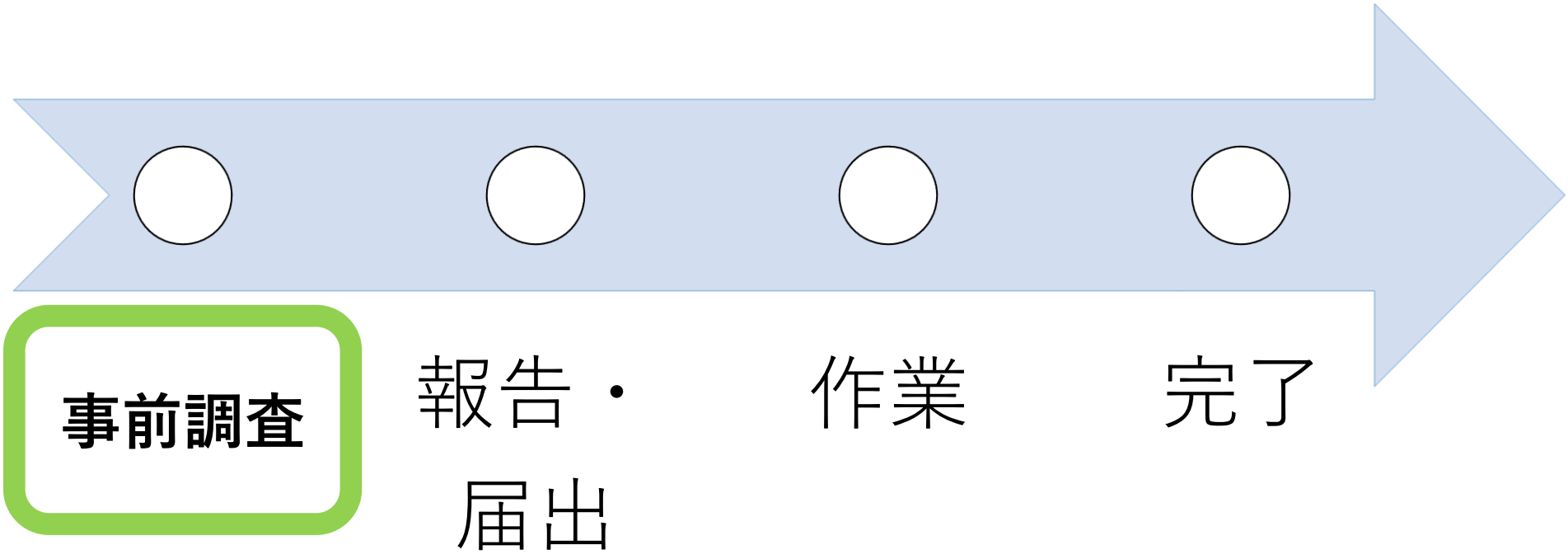

事前調査について　その１

事前調査とは

・解体、改修、改造を行う対象の建物又は工作物において、石綿が使用されているか否かを判断する調査です。
（H18.9～着手の場合、調査はその時点で完結可能）
・極めて軽微な作業や、材料を追加するのみの作業を除き、全ての工事、工作物が事前調査の対象となります。
・一定の知見を有する者のみが調査可能となります。

⇒調査義務は**元請業者**に生じます！

事前調査について　その２

注意すべき事項

・発注者から受領した情報をもとに調査を進めていくため、発注者の協力が不可欠です。
・適正な価格で契約を行う様努める旨の法文もあります。
・協力することで、工事の円滑化に寄与可能です。

⇒他社任せにせず**発注者が自分事**として捉えることが肝要です。

石綿に関する調査～完了の流れ

事前調査結果の自治体への報告

報告の対象

- 【解体】対象建物の**床面積の合計が80m²以上**のもの
- 【改造・補修】**請負代金の合計が100万円以上**であるもの
- 【工作物】環境大臣が定める**特定工作物**

（令和２年環境省告示第77号、令和５年６月23日一部改正）

報告義務者・時期

元請業者に報告義務あり！

事前調査後、速やかに（遅くとも工事に着手する前に）報告願います。

石綿事前調査結果報告システム（gBiz）
https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/

gBizで修正依頼をすることが多い内容　その１

全ての建材に「無」がチェックされている

・当該材料が使用されていない、又は解体等の対象ではない場合、当該材料欄の記入は不要です。

・当該材料があり、解体又は改修予定だが、石綿は無い場合
⇒石綿含有「無」とその根拠を選択してください。

gBizで修正依頼をすることが多い内容　その２

「その他の材料」にチェックがない

・建材一覧の最下部「その他の材料」が未選択の場合、
　チェック漏れの可能性があります。
・一致する選択肢が無い建材（下地調整塗材、ソフト巾木 等）は
　すべて「その他の材料」に該当します。
・調査を行ったすべての建材についてチェック願います。

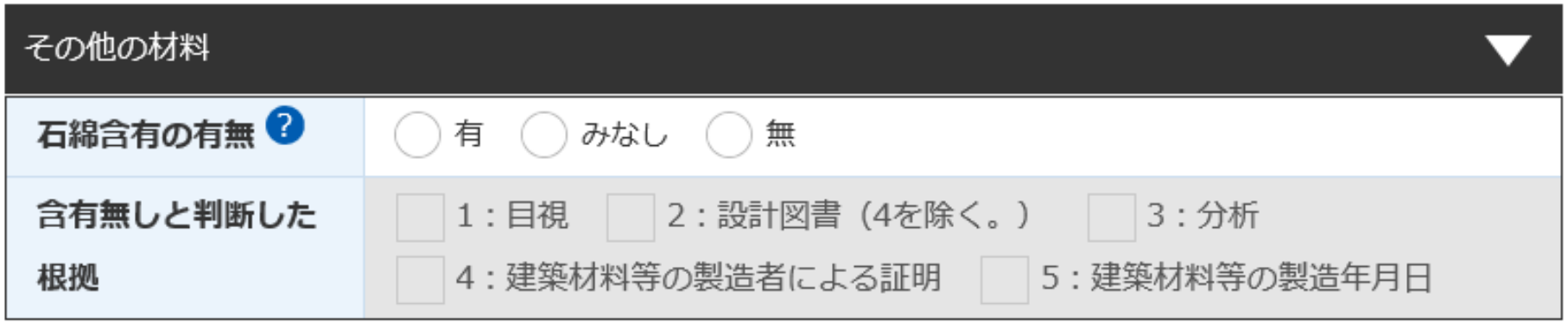

特定粉じん排出等作業実施届出書

作業開始日※の14日前までに発注者が提出

※石綿の除去等に係る一連の作業（飛散防止のための足場設置等も含む）の開始日

【法】　使用面積に関わらず届出が必要

○届出対象建材
- 吹付け石綿（レベル１）
- 石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材（レベル２）

※劣化のない保温材等を、石綿繊維の飛散のおそれがなく非石綿部で切断する場 合、届出不要

【条例】（レベル３）　以下の場合届出が必要

○ 石綿含有仕上塗材の使用面積（除去面積）が1,000 m²以上の場合
○ 石綿含有成形板等の合計の使用面積（除去面積）が1,000 m²以上の場合

※下地調整塗材は石綿含有成形板等に該当

石綿濃度測定計画届出書

【条例】

法届出対象の石綿含有建材※の使用面積が50㎡以上の場合

（※　レベル２建材のかき落とし等以外の作業を除きます）

⇒ **石綿濃度測定計画届出書** の提出が合わせて必要

測定時期	測定回数	測定場所
作業開始前	１回	周辺１方向 （最も高濃度が予想される場所）
作業期間中	１回以上 (特定粉じん排出等作業の日数が６日までごと)	周辺４方向 （各方向で最も高濃度が予想される場所を含む）
作業完了後	１回	周辺１方向 （作業中最も高濃度であった場所）

※測定時間：２時間以上４時間以下

測定結果は発注者へ報告し、３年間の保存が必要。

石綿に関する調査～完了の流れ

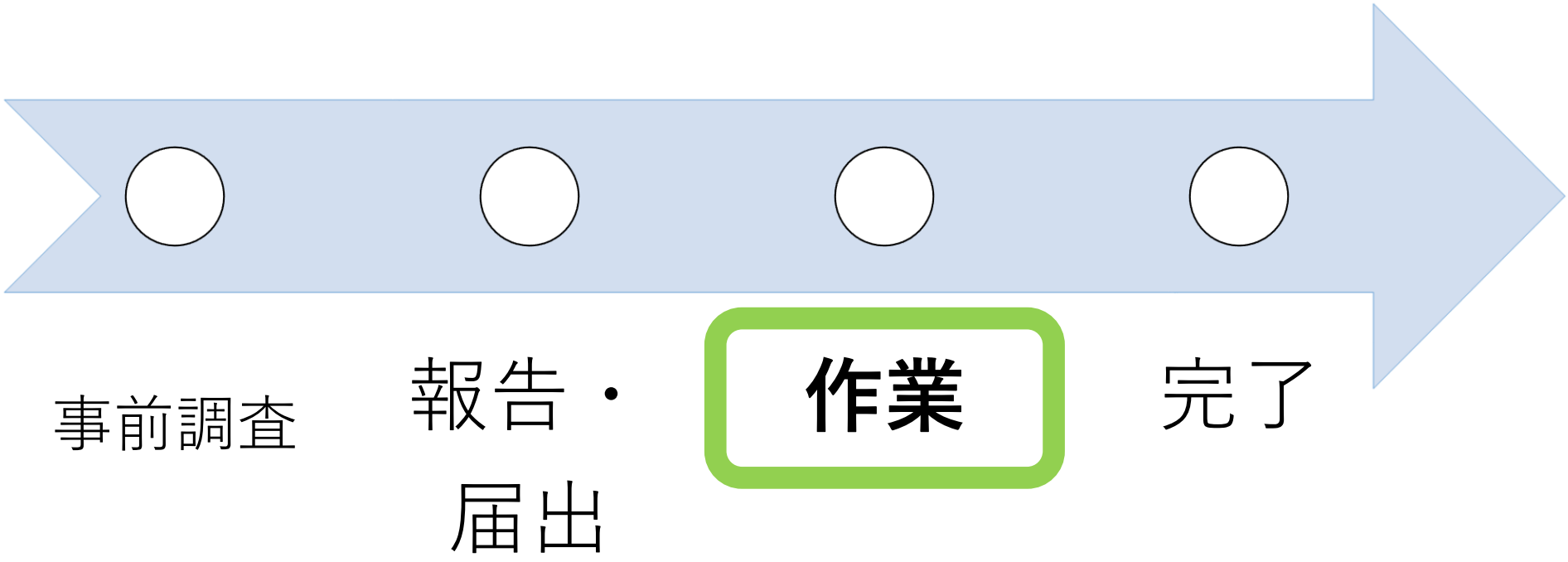

作業計画の作成

【法】

特定粉じん排出等作業の作業計画の作成が必要（元請業者等）

⇒届出対象工事：作業開始の日の14日前まで

⇒届出対象外工事：作業開始前まで

作業計画の項目

- 工事の概要
- 工事の工程表
- 石綿含有建材除去等作業
- 施工体制
- 石綿飛散防止措置
- 安全衛生

★詳細は、環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和８年３月）」P.107～P.110を参照

下請負人への説明

石綿の除去等作業を他の者（下請負人）に請け負わせるときは、石綿の除去等作業の方法等の説明が必要

事前調査結果の掲示

石綿の有無に関わらず、全ての解体等工事で掲示が必要

様式例

石綿に関する事前調査の結果について

大気汚染防止法第 18 条の 15 第5項、大阪府生活環境の保全等に関する条例第 40 条の3第4項、石綿障害予防規則第3条及び建築物等の解体等の作業での労働者の石綿暴露防止に関する技術上の指針の規定により、当該建築物等の特定建築材料の有無を調査した結果を以下のとおりお知らせします。

事業場の名称	○○○○解体工事		
解体等工事期間	令和○○年○月○日～令和○○年○月○日	発注者又は自主施工者の氏名及び住所	○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○ ○○市○○△△1丁目5－3
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の期間	令和○○年○月○日～令和○○年○月○日	元請業者の氏名及び住所	△△建設株式会社 代表取締役 ○○ ○○ △△市○○△△3丁目2－1
調査終了年月日	令和○○年 ○月 ○日	元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	△△建設株式会社 □□ □□ ××－××××－××××
看板表示日	令和○○年 ○月 ○日	事前調査・試料採取を実施した者の氏名、住所、登録番号	特定建築物石綿含有建材調査者(○○○○) △△建設株式会社 □□ □□ △△市○○△△3丁目2－1
調査箇所	建築物全体(1階～3階)	分析を実施した者の氏名、住所、登録番号	○○環境分析センター □□ □□ ○○市△△△△1丁目1－1 (○○○○)
調査方法	書面調査、現地調査、分析調査	石綿含有なしの判断根拠	1～3階 ビニル床タイル③ 1～3階 ケイ酸カルシウム板④ 外壁 仕上塗材③
調査結果(石綿の種類及び含有率)	1階 機械室 吹付け石綿 (クリソタイル 10％)	その他事項	【石綿含有なしの判断根拠】 ① 設計図面 ② 材料の製造年月日 ③ 分析 ④ 材料製造者による証明

大きさはA3判以上

【設置場所】周辺住民及び作業者の両方が見やすい場所

【掲示期間】解体等の作業の開始から終了まで

※石綿含有建材の除去等作業を行う場合は、作業方法等の必要事項も併せて掲示する必要がある。（次ページ）

作業方法等の掲示項目

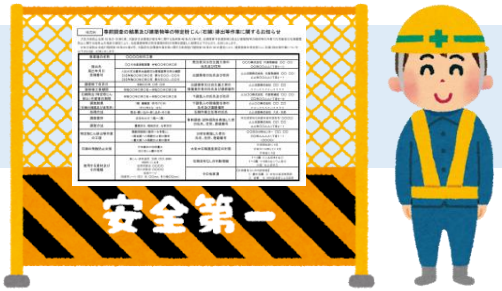

【法】

○発注者の氏名（名称）、住所、連絡先（法人の場合は、代表者の氏名）
○元請業者の氏名（名称）、住所、連絡先（法人の場合は、代表者の氏名）
○元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所
○作業の実施期間、方法
○法の届出年月日、届出先（届出対象工事の場合に限る）

【条例】

○ 条例の届出をした年月日及び提出先
○ 法又は条例の届出の受理番号
○ 下請負人の氏名又は名称、住所、連絡場所、代表者名
○ 下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
○ 石綿飛散防止措置の内容
○ 石綿濃度の測定計画

作業基準（レベル１、２建材）

【法】

① 隔離養生、前室の設置
② 集じん・排気装置の設置
③ 除去作業初日に作業開始前の集じん・排気装置の点検、確認
④ 作業開始前及び中断時の作業場内及び前室の負圧確認
⑤ 薬液等による湿潤化
⑥ 除去作業初日の作業開始後、集じん・排気装置の位置を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合に集じん・排気装置の正常稼働の確認
⑦ 除去面への飛散防止剤散布、清掃その他の特定粉じんの処理、飛散するおそれがないことの確認

【条例】

○ **排水の処理**

作業基準（レベル２建材かき落とし等以外の作業）

【法】

①　隔離養生（負圧不要）

②　薬液等による湿潤化

③　除去面への飛散防止剤散布、清掃その他の特定粉じんの処理

【条例】

○　**排水の処理**

作業基準（石綿含有仕上塗材等）

【法】

① 薬液等による湿潤化

② 電気グラインダーその他の電動工具を用いる場合

(1) 隔離養生（負圧不要）

(2) 薬液等による湿潤化

これらと同等以上の措置については次ページを参照

③ 清掃その他の特定粉じんの処理

【条例】

○ **飛散防止幕の設置**

○ **排水の処理**

作業基準（石綿含有仕上塗材等）

【法】

●除じん性能を有する電動工具を用いる場合

⇒大気汚染防止法施行規則別表第７の３の項ロ（２）並びに別表第７の４の項ロ及びハ（２）に規定する**「除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること」**については、**「除じん性能を有する電動工具を使用すること」**を同表３の項及び４の項に規定する**「これと同等以上の効果を有する措置」として取り扱って差し支えない。**

「除じん性能を有する」とは、 JIS Z 8122を満たす**HEPAフィルタ**又はこれと同等以上の性能を有するフィルタを備えた集じん機を用いることが含まれる。

※石綿含有成形板等は原則、切断・破砕等することなく取り外す必要があり、除じん性能を有する電動工具による切断等を推奨するものではないことにご留意ください。

作業基準（石綿含有仕上塗材等）

●十分な集じん機能を有する集じん装置付きの電動工具を用いる工法 【法】

⇒湿潤化及び隔離養生と同等以上の効果を有する措置とする。

【十分な集じん機能を有する集じん装置とは　次の要件】

- 集じん装置を備えたカバー付きの工具であること
- 集じん装置はHEPA フィルタを有し、集じんした石綿等が作業空間その他外部環境に漏出しないこと
- 当該集じん装置付き工具の集じん性能として、作業中の作業場所の総繊維濃度が0.15 本/cm³（作業環境の石綿管理濃度）を下回ることが 示されていること

※条例で規定している飛散防止幕は、これらの工具を用いた場合でも原則必要となります。ご注意ください。

作業基準（石綿含有成形板等）

【法】

① 原形のまま取り外し

② 破砕等を伴う場合、薬液等による湿潤化

③ ケイカル板第１種で破砕等を伴う場合

(1) 隔離養生（負圧不要）

(2) 薬液等による湿潤化

④ 清掃その他の特定粉じんの処理

【条例】

○ **飛散防止幕の設置**

○ **除去後の建材の切断時における集じん機を備えた切断機の使用**

○ **除去建材の破砕の禁止**

○ **排水の処理**

工事施工境界基準

【条例】

特定粉じん排出等作業に係る請負人が、作業を行うために専有した区画（工事施工区画）との境界における規制基準

⇒工事施工境界基準：１０本/Ｌ以下

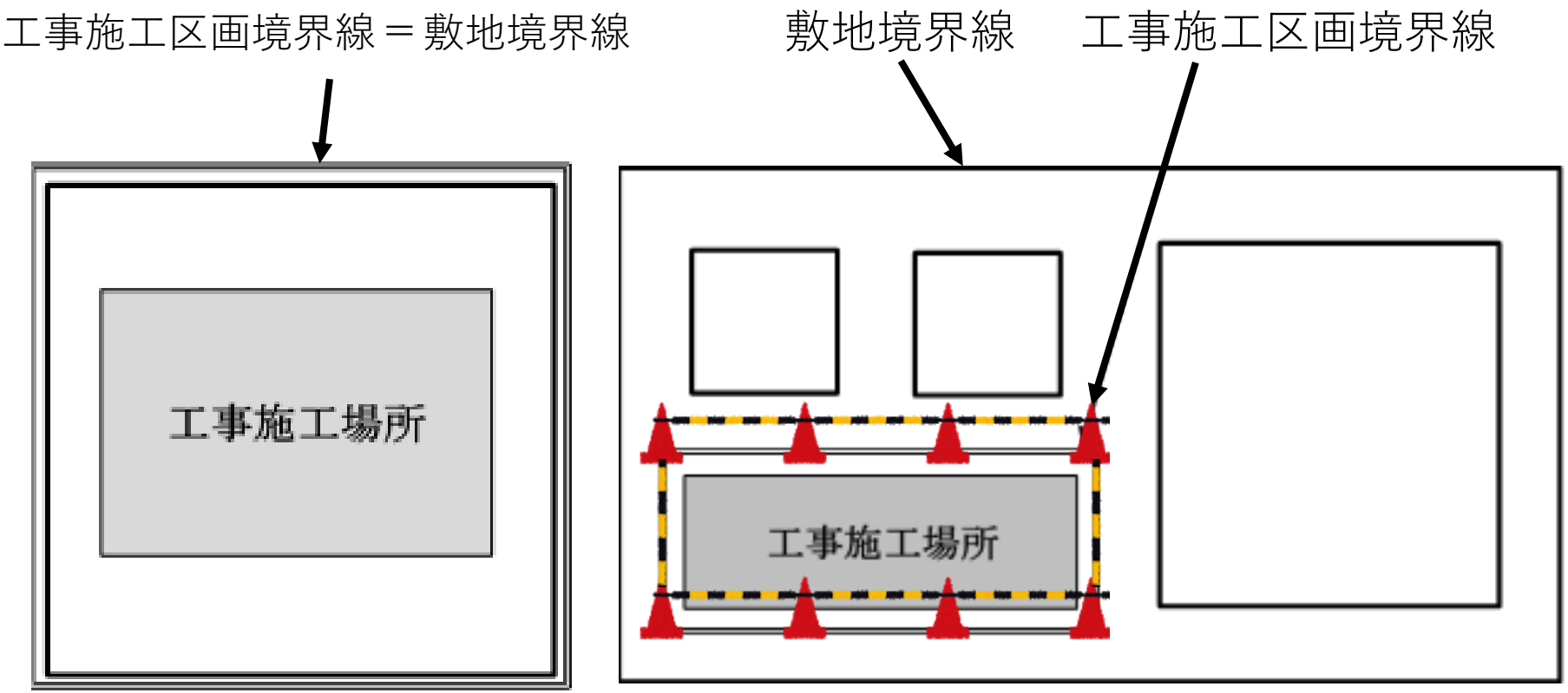

現場にて指導することが多い事項

●事前調査書面に関する不備
　・書面の備付けが無い
　・書面の記載が不十分　等
●調査結果の掲示に関する不備
　・看板の備付けが無い　等

⇒備付けが不十分だと、近隣住民から
不安の声が寄せられる要因となり得ます

石綿に関する調査～完了の流れ

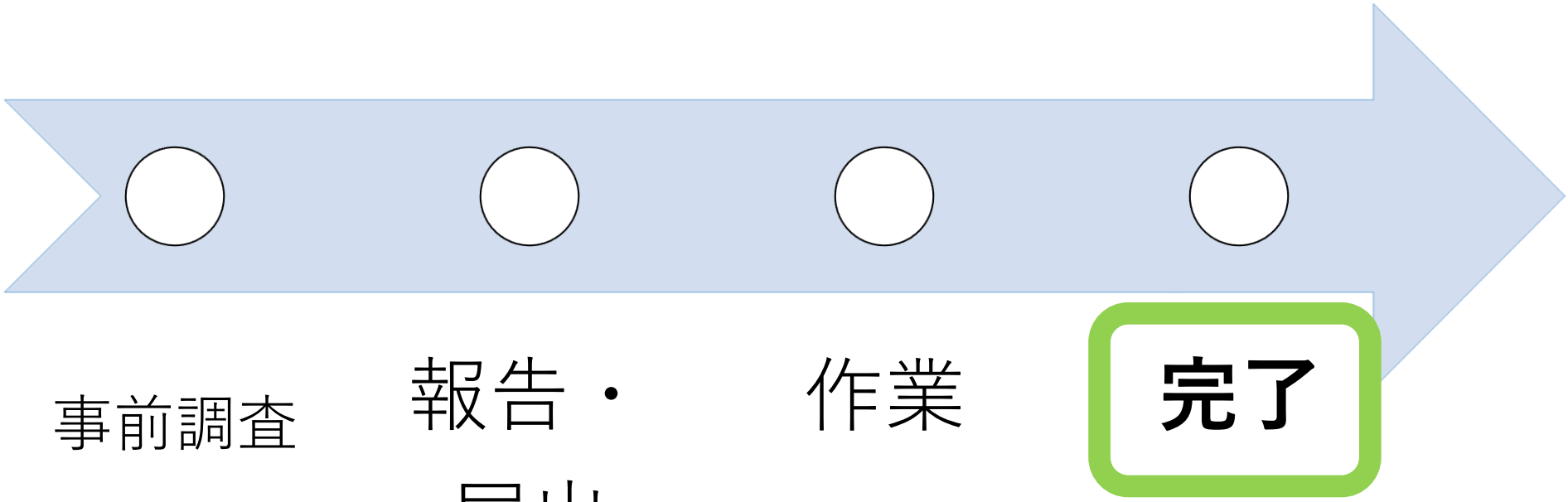

発注者への報告

【法】

除去等作業の終了後、その結果を発注者に書面で報告し、作業の記録とあわせて書面の写しを３年間保存（元請業者）

〈報告項目〉

①特定粉じん排出等作業の概要
- 対象建築物の名称及び所在地
- 元請業者(法人名及び代表者名)、除去等作業を行った者(下請負人)
- 作業の概要

②石綿含有建材の取り残しがないことの確認
- 確認年月日、確認結果、確認者の氏名
- 確認者の講習実施機関の名称

③特定粉じん排出等作業の完了
- 完了年月日

④申し送り事項
- 異常時の対応、計画と異なった場合はその措置内容

発注者の義務（要約）

●設計図書等の保管と情報提供

事前調査が正確かつ円滑に実施されるよう、元請業者への必要な情報提供に努めてください。

●作業計画の十分な検討と適切な契約締結

施工業者が作業基準等を遵守できるような内容（施工方法や工期、工事費等）で、請負契約を締結するようにしてください。

●事前調査結果書面の保存（３年間）

元請業者から説明を受けた事前調査書面は、３年間保存する義務があります。

●特定粉じん排出等作業実施届出書※の提出

届出対象工事に該当する場合は、作業開始の14日前までに、所管自治体へ届出を提出してください。

※必要に応じて石綿濃度測定計画届出書もご提出ください。

元請業者の義務（要約）

工事開始前に以下の事項を必ずご確認ください！

●事前調査を実施済みか、**事前調査に漏れはないか**

●事前調査は**有資格者**が行っているか

●事前調査結果を**書面にして**発注者に交付・説明済みか

●事前調査結果書面を現場において、閲覧に供するために**備え付けている**か

●事前調査結果をシステム等で**行政へ報告済み**か

●事前調査結果の掲示板（**石綿含有建材がある場合は作業内容も**）
を設置済みか

●石綿含有建材がある場合は、**作業の基準に従って**除去が実施されるか

●石綿含有建材がある場合は、**作業計画書を作成**し現場に備え付けているか

（参考）アスベストに関する資料

名　称	公布・更新日等
大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について（環境省水・大気環境局長） https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf	令和２年11月30日付け、 環水大大発第2011301号
大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について（環境省水・大気環境局大気環境課長） https://www.env.go.jp/content/000142174.pdf	令和５年６月23日付け、 環水大大発第2306231号
特定粉じん排出等作業における除じん性能を有する電動工具の使用について（環境省　水・大気環境局　環境管理課　環境汚染対策室長） https://www.env.go.jp/content/000212534.pdf	令和６年２月29日付け、 環水大環発第2402284号
建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル （厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課） https://www.env.go.jp/content/000376956.pdf	令和３年３月 （令和８年２月訂正事項を反映）
大阪府　公告第19号「石綿の濃度の測定法」(改正内容反映) https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/128210/kokuji_kaisei.pdf	平成29年３月31日　公告第19号 （令和８年３月30日付け一部改正）

ご清聴ありがとうございました